

若者の県内定着・人口還流に向けた産学官連携懇話会 設置要綱

(目的)

第1条 三重県における人口減少対策について産学官が連携して推進するため、若者の県内定着・人口還流に向けた産学官連携懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の各号に関する事項について、必要な情報共有及び、意見交換を行い、解決に向け連携を図る。

- (1) 働く場の確保に向けた労働条件や職場環境の向上に関する事
- (2) 若者の県内定着に関する事
- (3) 人口還流に関する事
- (4) その他、知事が必要と認めた事項に関する事

(委員)

第3条 懇話会は、知事及び知事が選任する者（以下「委員」という。）で構成する。

- 2 懇話会の委員の任期は、選任の日から令和7年3月31日までとする。
- 3 懇話会の委員の再任は妨げない。

(会長)

第4条 懇話会には会長を置き、知事が務める。

- 2 会長は、懇話会を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(懇話会)

第5条 懇話会は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、参考人の懇話会への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。
- 3 委員が懇話会に出席できないときは、委員が指名し、かつ、会長が認めた者を委員の代理として出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、懇話会の開催場所とは別の場所にいる委員及び参考人に対し、情報通信機器を活用して懇話会に出席させることができる。
- 5 懇話会の進行は、会長が指名する者に委任することができる。

(報償費等)

第6条 委員及び参考人の報償の額は、知事が別に定める基準によるものとする。

- 2 委員及び参考人には、職務を行うために要する費用の弁償として、旅費を支給することができる。

(ワーキング・グループ)

第7条 懇話会は、検討事項について詳細な議論を行うため、ワーキング・グループを置くことができる。

- 2 ワーキング・グループに属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 ワーキング・グループに、座長を置き、当該ワーキング・グループに属する委員のうちから会長が指名する。

(準用)

第8条 第3条から第6条までの規定は、ワーキング・グループについて準用する。

(事務局)

第9条 懇話会の事務局は政策企画部に設置する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は令和5年11月17日から施行する。